

愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則  
の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成28年3月28日提出

教 育 長 野 村 道 朗

説 明

この案を提出するのは、行政不服審査法の全部改正及びこれに伴う愛知県個人情報保護条例の一部改正に伴い、必要となる事項を規定するためである。

# 「愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則」の一部改正の概要

## 第1 改正の概要

行政不服審査法の全部改正（平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行）及びこれに伴う愛知県個人情報保護条例の一部改正（平成28年3月29日公布（予定）、同年4月1日等施行）に伴う規定の整理

## 第2 主な改正内容

### 1 行政不服審査法の全部改正関係（様式第4、様式第5、様式第10、様式第13、様式第14及び様式第18から様式第20まで関係）

#### (1) 不服申立て期間の延長に伴う教示文言の整理

60日以内 ⇒ 3箇月以内

#### (2) 不服申立ての種類が「審査請求」に一元化されることに伴う用語の整理

異議申立てに対する決定 ⇒ 審査請求に対する裁決 等

(改正前)

	主な不服申立て先	最終的判断の用語
異議申立て	行政処分を行った処分庁	決定
審査請求	行政処分を行った処分庁 <u>以外</u> の行政庁	裁決



(改正後)

	主な不服申立て先	最終的判断の用語
審査請求	「 <u>処分庁</u> 」及び「 <u>処分庁以外</u> の行政庁」	<u>裁決</u>

### 2 愛知県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の一部改正関係

#### (1) 愛知県個人情報保護審議会への諮問対象の拡大に伴う規定の整理（様式第20関係）

条例改正により、「開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為（※）についての審査請求」が開示決定等（開示決定、一部開示決定又は不開示決定）、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求と同様に、個人情報保護審議会への諮問の対象となることに伴い、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての不服申立てを前提としていた「審議会諮問通知書」の様式を整理する。

※ 不作為…開示請求に対し、15日間等の決定期間内に何らの開示決定等も行わないこと

#### (2) 引用する条例の条項ずれに伴う規定の整理（第12条第5項、第21条、様式第10及び様式第20関係）

条例第43条第2項 ⇒ 条例第43条の2第3項

条例第43条第3項 ⇒ 条例第43条の2第5項

## 第3 施行期日

平成28年4月1日

愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月 日

愛知県教育委員会委員長 佐藤元英

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「第四十三条第三項」を「第四十三条の二第五項」に改める。

第二十一条中「第四十三条第二項」を「第四十三条の二第三項」に改める。

様式第四及び様式第五中「60日」を「3箇月」に、  
「異議申立て」を「審査請求」に、  
「決定」を「裁決」に改める。

様式第十備考以外の部分中  
「不服申立て」及び「異議申立て」を「審査請求」に、  
「第43条第3項」を「第43条の2第5項」に、  
「第43条の2第5項」を「60日」を

「3箇月」に、「決定」を「裁決」に改め、同様式備考第二号中  
「第43条第3項」を「第43条の2第5項」に、  
「異議申立て」を「審査請求」に  
改める。

様式第十三、様式第十四、様式第十八及び様式第十九中  
「60日」を「3箇月」に、  
「異議申立て」を「審査請求」に、

「決定」を「裁決」に改める。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附  
則

に、  
「不服申立ての内容」  
を  
「審査請求の内容」  
に改める。

の

様式第二十中

「決定等に対する不服申立て」  
を  
「審査請求」  
に、  
「第43条第2項」  
を  
「第43条の2第3項」  
に、

「決定等のあ  
った保有個人情報の  
内容」

を

「審査請求に係る保有  
個人情報の内容」

愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(第三者に対する意見照会における通知事項等)

第十二条 1～4 略

5 条例第二十五条第三項(条例第四十三条の二第五項において準用する場合を含む。)に規定する書面は、様式第十のとおりとする。

(諮問の通知の様式)

第二十一条 条例第四十三条の二第三項の規定による通知は、様式第二十  
により行うものとする。

旧

(第三者に対する意見照会における通知事項等)

第十二条 1～4 略

5 条例第二十五条第三項(条例第四十三条第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面は、様式第十のとおりとする。

(諮問の通知の様式)

第二十一条 条例第四十三条第二項の規定による通知は、様式第二十によ  
り行うものとする。

新

様式第4（第8条関係）

自己情報一部開示決定通知書		第 号
		年 月 日
様		
		愛知県教育委員会 印
年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第21条第1項の規定により通知します。		
開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )	
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 時 午後 時
	場 所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 円 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分	
開示しないこととした部分		
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由		
担 当 課 等	電話	内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>注1 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。</p> <p>2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで連絡してください。</p>		

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 開示請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

旧

様式第4（第8条関係）

自己情報一部開示決定通知書		第 号
		年 月 日
様		
		愛知県教育委員会 印
年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第21条第1項の規定により通知します。		
開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )	
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 時 午後 時
	場 所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 円 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分	
開示しないこととした部分		
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由		
担 当 課 等	電話	内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>注1 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。</p> <p>2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで連絡してください。</p>		

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

新

様式第5（第8条関係）

自己情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
担当課等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 開示請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

旧

様式第5（第8条関係）

自己情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
担当課等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 開示請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

新

様式第10（第12条関係）

開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

開示に反対する意見書の提出  
年 月 日付で審査請求のありました保有  
開示に反対する意思表示

個人情報について、次のとおりその全部を  
開示することとしましたので、  
愛知県個人情報保護条例第25条第3項  
愛知県個人情報保護条例第43条の2第5項において準用する同条例第25条第3項  
の規定により通知します。

開示請求のあった保有 個人情報が記録されて いる行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保有 個人情報に含まれてい るあなたに関する情報 の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした 部分	
担 当 課 等	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 愛知県個人情報保護条例第43条の2第5項において準用する同条例第25条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

旧

様式第10（第12条関係）

開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

開示に反対する意見書の提出  
年 月 日付で不服申立てのありました保有  
開示に反対する意思表示

個人情報について、次のとおりその全部を  
開示することとしましたので、  
愛知県個人情報保護条例第25条第3項  
愛知県個人情報保護条例第43条第3項において準用する同条例第25条第3項の規  
定により通知します。

開示請求のあった保有 個人情報が記録されて いる行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保有 個人情報に含まれてい るあなたに関する情報 の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした 部分	
担 当 課 等	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 愛知県個人情報保護条例第43条第3項において準用する同条例第25条第3項の規定により通知する場合は、異議申立て及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

新

様式第13（第17条関係）

自己情報一部訂正決定通知書		第 号
		年 月 日
様		
		愛知県教育委員会 印
<p>年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を訂正することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第32条第1項の規定により通知します。</p>		
訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )	
訂 正 の 内 容	訂正前	
	訂正後	
訂正しないこととした部分及びその理由		
訂 正 年 月 日	年 月 日	
担 当 課 等	電話 内線	
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p>		

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

旧

様式第13（第17条関係）

自己情報一部訂正決定通知書		第 号
		年 月 日
様		
		愛知県教育委員会 印
<p>年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を訂正することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第32条第1項の規定により通知します。</p>		
訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )	
訂 正 の 内 容	訂正前	
	訂正後	
訂正しないこととした部分及びその理由		
訂 正 年 月 日	年 月 日	
担 当 課 等	電話 内線	
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p>		

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第14（第17条関係）

自己情報不訂正決定通知書		第 号 年 月 日
様		愛知県教育委員会 印
<p>年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正しないこととしましたので、愛知県個人情報保護条例第32条第2項の規定により通知します。</p>		
訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )	
訂正しないこととした理由		
担 当 課 等	電話	内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p>		

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第14（第17条関係）

自己情報不訂正決定通知書		第 号 年 月 日
様		愛知県教育委員会 印
<p>年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正しないこととしましたので、愛知県個人情報保護条例第32条第2項の規定により通知します。</p>		
訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )	
訂正しないこととした理由		
担 当 課 等	電話	内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p>		

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

新

様式第18（第20条関係）

自己情報一部利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を利用停止することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第40条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止の内容	
利用停止しないこととした部分及びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

旧

様式第18（第20条関係）

自己情報一部利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を利用停止することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第40条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止の内容	
利用停止しないこととした部分及びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

新

様式第19（第20条関係）

自己情報利用不停止決定通知書	
第 号	年 月 日
様	
愛知県教育委員会 印	
<p>年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止しないこととしましたので、愛知県個人情報保護条例第40条第2項の規定により通知します。</p>	
利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止しないこととした理由	
担 当 課 等	電話 内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に、愛知県教育委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の<u>審査請求</u>のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>3 1の<u>審査請求</u>をした場合は、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p>	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

旧

様式第19（第20条関係）

自己情報利用不停止決定通知書	
第 号	年 月 日
様	
愛知県教育委員会 印	
<p>年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止しないこととしましたので、愛知県個人情報保護条例第40条第2項の規定により通知します。</p>	
利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止しないこととした理由	
担 当 課 等	電話 内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、愛知県教育委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の<u>異議申立て</u>のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p> <p>3 1の<u>異議申立て</u>をした場合は、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p>	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

新

様式第20（第21条関係）

審議会諮問通知書		第 号 年 月 日
様		愛知県教育委員会 印
年 月 日付けの <u>審査請求</u> については、次のとおり愛知県個人情報保護審議会に諮問しましたので、愛知県個人情報保護条例第43条の2第3項の規定により通知します。		
<u>審査請求に係る保有個人情報の内容</u>	(行政文書の名称： )	
<u>審査請求の内容</u>		
諮問した日	年 月 日	
担当課等	電話 内線	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

旧

様式第20（第21条関係）

審議会諮問通知書		第 号 年 月 日
様		愛知県教育委員会 印
年 月 日付けの <u>決定等に対する不服申立て</u> については、次のとおり愛知県個人情報保護審議会に諮問しましたので、愛知県個人情報保護条例第43条第2項の規定により通知します。		
<u>決定等のある保有個人情報の内容</u>	(行政文書の名称： )	
<u>不服申立ての内容</u>		
諮問した日	年 月 日	
担当課等	電話 内線	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。